



法人税の特別償却・ 特別税額控除一覧

Powered by

Sony Biz Networks Corporation

Somu-lier
[ソムリエ]

◆もくじ◆

はじめに	1
中小企業等投資促進税制	1
1. 概要	1
2. 要件	1
3. 対象設備	1
4. 対象事業	2
5. 特別償却と特別税額控除の比較	2
研究開発税制	6
1. 概要	6
2. 研究費の総額に係る税額控除制度	6
3. 中小企業技術基盤強化税制	7
4. 特別試験研究に係る税額控除制度	7
5. 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度	7
生産性向上設備投資促進税制	9
1. 概要	9
2. 中小企業経営強化税制	9
3. 即時償却と税額控除の比較	10
子育て支援税制	11
くるみん税制	11
1. 概要	11
2. 認定基準	11
3. 対象資産	14
4. 割増償却制度	14
雇用促進税制	15
1. 概要	15
2. 要件	15
3. 税額控除限度額	16
4. 地方拠点強化税制による拡充措置	16

所得拡大税制	17
1. 概要	17
2. 要件	17
3. 税額控除額	18
さいごに	18

はじめに

雇用促進税制や所得拡大税制をはじめとするいくつかの税制において、要件を満たした企業は法人税の税額控除といった優遇を受けることができます。なかでも設備投資を要件とする税制では、税額控除以外にも、通常の減価償却とは別に認められた「特別償却」が選択可能となり、税額控除と特別償却のどちらにメリットがあるかを判断した上で選択しなくてはなりません。今回は法人税の優遇を受けることが可能な税制における、要件とその優遇措置の内容、加えて特別償却と特別税額控除の比較について解説します。

中小企業等投資促進税制

1. 概要

中小企業等投資促進税制は、中小企業等が機械装置等の対象設備の取得などを行い、指定された事業において使用する場合に、当該事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または特別税額控除（単に税額控除とも言います）が認められる制度です。特別償却は 30%、特別税額控除は 7%が限度額として認められており、法人の規模等に応じて両者のうちいずれかを適用できます。

中小企業等投資促進税制は、平成 29 年度の税制改正において見直しが行われています。この改正により、適用期間が 2 年間延長されて平成 30 年 3 月 31 日までとなりました。

2. 要件

特別償却の適用対象となるのは、中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人および農業協同組合等）および従業員数 1,000 人以下の個人事業主です。

一方で、特別税額控除が適用されるのは、このうち資本金（または出資金）が 3,000 万円以下の法人や農業組合等に限られます。すなわち、資本金が 3,000 万円超である法人の場合には、特別税額控除は選択できず、特別償却のみ適用可能となりますので注意してください。

3. 対象設備

本制度の対象となる設備は、原則として中古品やリースに供されるものではない、指定期

間内において新規に取得等がなされたものです。具体的には、機械装置で一台の取得価格が 160 万円以上のもの、測定工具および検査工具で一台の取得価格、またはこれらを複数取得した場合には、一台の取得価格が 30 万円以上で年度内の合計取得額が 120 万円以上のもの、ソフトウェアの取得価格（複数取得した場合には年度内の合計取得額）が 70 万円以上のもの、車両総重量が 3.5 トン以上の普通貨物自動車、内航船舶の取得価格の 75%が対象になります。

なお、先述した制度の見直しによって、それまでは対象設備であった一部の電子計算機、複合機、試験または測定機器などが対象外になりました。

4. 対象事業

これらの対象設備を使用する事業についても指定があります。対象になるのは、製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食業、一般旅客自動車運送業、海洋運送業及び沿海海運業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育・学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業です。このうち飲食業には、料亭やバー、キャバレー、ナイトクラブなどは含まれません。また、不動産業、物品賃貸業、電気業、映画業以外の娯楽業等は対象になりません。性風俗関連特殊営業に関するものも指定事業から除かれます。

5. 特別償却と特別税額控除の比較

上で述べたように、資本金が 3,000 万円以下の法人や農業協同組合などの場合、30%の特別償却または 7%の特別税額控除のうち、いずれかを選択することができます。これらは重複適用ができないため、十分に検討したうえで自社にとって有利な選択をする必要があります。そこで以下では、特別償却と特別税額控除の比較を通して、選択適用時の観点について考察します。

(1) 効果の性質の比較

特別税額控除と特別償却はもたらす効果がそれぞれ異なるため、どちらを適用するのが有利かは場合によります。そこでまず、両者がどのような制度なのかを確認しましょう。

●特別償却とは

通常の減価償却では毎年の償却額が資産の種類ごとに定められているのに対して、特別償却においては、中小企業対策その他の政策上の観点から、資産の取得価格の一定割合を限度に償却することが認められます。そのため、通常の減価償却の場合と比して柔軟な費用計上が可能です。中小企業等投資促進税制においては、特別償却は 30%を限度として認められています。

●特別税額控除とは

特別税額控除とは、資産の取得価格等の一定割合の金額を限度として、法人税から控除することが認められる制度です。中小企業等投資促進税制においては、7%が限度とされています。控除額は、当該事業年度の法人税額の 20%が限度となりますが、控除の限度額を超える金額については、翌年度への繰り越しが可能です。

すなわち、特別償却には費用計上を前倒しすることによって課税を繰り延べる効果があり、特別税額控除には単純に納税額を減免する効果があります。

(2) 納税額のシミュレーションによる比較

上記を踏まえ、特別償却と特別税額控除それぞれを適用した場合の、各事業年度における納税額を具体的にシミュレーションし、比較してみましょう。

●特別償却の場合

まず、今回のシミュレーションの前提を次の表のとおり設定します。

対象資産の種類	機械
対象資産の耐用年数	10年
対象設備の取得価額	10百万円
減価償却の方法(※1)	定率法

減価償却率	20%
改定償却率	25%
償却保証率	6.552%
売上高	10,00百万円/年
対象資産の償却を除外した諸費用(※2)	900百万円/年
法人税率	23.4%

(※1) 残存簿価が1円となるまで減価償却を行います。

(※2) 売上高から、対象資産の償却を除外した諸費用を控除したものを、便宜的に「償却前利益」と呼ぶこととします。すなわち、本シミュレーションにおける法人税額は、この「償却前利益」から対象資産の償却額を控除した額である税前利益に、法人税率を乗じた額となります。

ではこの前提に従い、30%の特別償却を実施した場合の、各事業年度の法人税額を計算してみましょう。結果は、次の表のとおりです。

(金額単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
売上高	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
諸費用	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	900,000,000
償却前利益	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100,000,000
期首資産簿価	10,000,000	5,000,000	4,000,000	3,200,000	2,400,000	1,600,000	800,000	-	-	-	27,000,000
減価償却率	20.0%	20.0%	20.0%	-	-	-	-	-	-	-	-
改定償却率	-	-	-	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	-
減価償却費	2,000,000	1,000,000	800,000	800,000	800,000	800,000	799,999	0	0	0	6,999,999
特別償却費	3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000,000
税前利益	5,000,000	9,000,000	9,200,000	9,200,000	9,200,000	9,200,000	9,200,001	10,000,000	10,000,000	10,000,000	90,000,001
法人税率	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	-
法人税額	1,170,000	2,106,000	2,152,800	2,152,800	2,152,800	2,152,800	2,152,800	2,340,000	2,340,000	2,340,000	21,060,000
税引後利益	98,830,000	97,894,000	97,847,200	97,847,200	97,847,200	97,847,200	97,847,200	97,660,000	97,660,000	97,660,000	978,940,000

1年目に30%の特別償却を計上した結果、税前利益が大きく圧縮され、1年目の法人税額は1,170,000円となりました。一方、通常の減価償却だけを実施した場合と同様に残存簿価が1円になるまで償却するため、通算の償却額は不変です。そのため、10年間で支払う法人税額の合計は21,060,000円です。

これらの数字が大きいのか小さいのか、一見しただけではわかりづらいかもしれませんが、次に計算する特別税額控除の場合と比較してみると分かりやすくなるでしょう。

●特別税額控除の場合

次に、同じ条件で特別税額控除を選択した場合についてシミュレーションします。7%の特別税額控除が受けられる場合、結果は下の表のようになります。

(金額単位：円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
売上高	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	1,000,000,000
諸費用	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	90,000,000	900,000,000
償却前利益	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100,000,000
期首資産簿価	10,000,000	8,000,000	6,400,000	5,120,000	4,096,000	3,276,800	2,621,440	1,966,080	1,310,720	655,360	43,446,400
減価償却率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	-	-	-	-	-
改定償却率	-	-	-	-	-	-	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	-
減価償却費	2,000,000	1,600,000	1,280,000	1,024,000	819,200	655,360	655,360	655,360	655,360	655,359	9,999,999
税前利益	8,000,000	8,400,000	8,720,000	8,976,000	9,180,800	9,344,640	9,344,640	9,344,640	9,344,640	9,344,641	90,000,001
法人税率	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	23.4%	-
特別税額控除	7.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税額	1,740,960	1,965,600	2,040,480	2,100,384	2,148,307	2,186,646	2,186,646	2,186,646	2,186,646	2,186,646	20,928,960
税引後利益	98,259,040	98,034,400	97,959,520	97,899,616	97,851,693	97,813,354	97,813,354	97,813,354	97,813,354	97,813,354	979,071,040

まずは1年目に注目しましょう。特別税額控除を適用した結果、法人税額は7%控除され、1,740,960円に減額されます。しかし、特別償却を選択した場合の1年目の法人税額(1,170,000円)と比べると、より多く納税しなければなりません。

しかし10年間を通して見た場合には、特別税額控除を適用したときの合計法人税額は20,928,960円となり、特別償却を選択した場合の合計法人税額(21,060,000円)に比して小さくなっていることが確認できます。

10年間の税引後利益の額を単純に合計し比較すると、特別償却を実施した場合は978,940,000円、特別税額控除を実施した場合は979,071,040円であり、特別税額控除の場合の方が利益額が131,040円大きくなることが分かります。

(3) 結論

上述の通り、特別償却と特別税額控除はそれぞれもたらす効果が異なり、どちらが有利になるかは場合によって異なります。そこで、両者を選択適用した場合の簡単なシミュレーションを行い、それぞれの制度がより効果を発揮するのはどのような場合かを明らかにしました。

結論として、長期的にみて納税額をできるだけ減らしたい場合には、特別税額控除を選択したほうが有利になります。一方の特別償却が特に役立つのは、資産の取得年度において、取得費用の負担を軽減するために納税額を圧縮したい場合などです。これを踏まえ、自社

の置かれた状況に応じた適切な選択適用を実施しましょう。

研究開発税制

1. 概要

研究開発税制は、次の四つの制度から成っています。

- ◆ 研究費の総額に係る税額控除制度
- ◆ 中小企業技術基盤強化税制
- ◆ 特別試験研究に係る税額控除制度
- ◆ 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

なお、研究費の総額に係る税額控除制度と中小企業技術基盤強化税制は選択適用となっており、同時に利用することはできません。本章では、これらの制度について順を追って説明していきます。

2. 研究費の総額に係る税額控除制度

(1) 概要

本制度は青色申告法人が対象となっています。青色申告法人において損金の額に算入される試験研究費がある場合に、その一部を当該事業年度の法人税額から控除できるというものです。試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用で、原材料費、人件費及び経費などをいいます。

(2) 税額控除額

税額控除額は、試験研究費割合に応じて、次のように計算します。ただし、控除額は最大でも法人税相当額の25%までしか認められないことに留意してください。

試験研究費割合とは、試験研究費の総額が平均売上金額（適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額）に占める割合をいいます。

$$\text{試験研究費割合} = \text{試験研究費の総額} \div \text{平均売上金額}$$

- ◆ 試験研究費割合が10%以上の場合の控除額

損金の額に算入される試験研究費 × 10%

◆ 試験研究費割合が10%未満の場合の控除額

損金の額に算入される試験研究費 × (8% + 試験研究費割合 × 0.2(小数点以下3位未満の端数切捨て))

3. 中小企業技術基盤強化税制

本制度も青色申告法人が対象です。中小企業者又は農業協同組合等において、損金の額に算入される試験研究費がある場合に、その試験研究費の額に12%を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することが認められます。ただし控除額は、法人税相当額の25%が限度です。なお本制度は、先述した「研究費の総額に係る税額控除制度」と重複して利用することはできません。

4. 特別試験研究に係る税額控除制度

本制度は、青色申告法人において損金の額に算入される国の試験研究機関等との特別試験研究費がある場合に限り、税額控除を受けられるというものです。

本制度は、先述した「試験研究費の総額に係る税額控除制度」あるいは「中小企業技術基盤強化税制」と同時に利用することができます。ただし、本制度の対象として計上した特別研究費を、これらの制度の「試験研究費」に含めることは認められない点に留意しましょう。また、本制度による税額控除額は、最大で法人税相当額の5%です。

5. 試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度

(1) 概要

本制度は、青色申告法人において損金に算入される試験研究費がある場合で、次に掲げる要件に該当するときに、その試験研究費の一定割合をその事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。控除額は、法人税相当額の10%が限度となります。本制度は、上記の3つの制度（試験研究費の総額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究に係る税額控除制度）とは別枠で利用することができます。

ただし、対象となるのは平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度ですので、注意してください。

(2) 要件および控除額

本制度が適用されるのは、次の I 又は II のいずれかに該当する場合です。

I. 試験研究費の額が増加した場合

この条件に該当するかどうかの判断は少々複雑です。判定及び控除額の算定に用いるのは以下の数字です。

名称	定義
比較試験研究費	当期前 3 年間の各期における試験研究費の額の平均値
基準試験研究費	当期前 2 年間の各期における試験研究費の額のうち最も多い額
増加試験研究費	(試験研究費) - (比較試験研究費)
増加試験研究費割合	(増加試験研究費) ÷ (比較試験研究費)

これらの数値に関して、次の 2 つの条件を満たすかどうかを計算します。

$$(\text{当期の試験研究費}) - (\text{基準試験研究費}) > 0$$

$$(\text{増加試験研究費}) - (\text{比較試験研究費}) \times 5\% > 0$$

この両方を満たす場合、「試験研究費の額が増加した場合」に当てはまり、控除を受けることができます。

法人税から控除される金額は、増加試験研究費の額 × 30% です。ただし、増加試験研究費割合が 30% 未満である場合には、その増加試験研究費割合が控除額となります。

ここで説明したのは、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度についてです。それ以前では控除額の計算などが異なりますが、すでに終了した事業年度であることから、紙幅を割くことはしません。

II. 損金の額に算入される試験研究費の額が大きい場合

この条件に該当するかを判断するには、以下の手順に従ってください。

まず、本制度の適用年度及び適用年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度の売上高を平均します（以下「平均売上金額」）。次に、平均売上金額の 10% に相当する金額と、試

験研究費の額を比較します。試験研究費の方が大きければ、要件を満たしています。

控除額の計算には、本章の「2. 研究費の総額に係る税額控除制度」の節で説明した試験研究費割合を用います。試験研究費割合とは、試験研究費の総額が平均売上金額(適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額)に占める割合でした。

控除額の算定式は以下の通りです。

$$(\text{試験研究費} - \text{平均売上金額} \times 10\%) \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

生産性向上設備投資促進税制

1. 概要

生産性向上設備投資促進税制は、青色申告法人である中小企業者などが特定の生産性向上設備の取得などを行なって国内において事業に使用した場合に、当該事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または特別税額控除が認められる制度です。また特に平成28年3月31日までに取得などが行われ、国内で事業に使用された生産性向上設備については、特別償却または税額控除の上乗せ措置が認められていました。

本制度は平成29年3月31日をもって適用期限を迎えたため、上乗せ措置も含めて現在では廃止されています。

2. 中小企業経営強化税制

ただし、上述の上乗せ措置については、中小企業経営強化法への改組が行われ、適用期間も平成29年4月1日から平成31年3月31日までに延長されています。そこで本節では、中小企業経営強化税制について簡単に解説を行います。

本制度は、青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人および農業協同組合等および従業員数1,000人以下の個人事業主)が上記期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合に、即時償却又は取得価額の10%(資本金が3,000万円を超える中小企業等の

場合は7%)の税額控除の選択適用ができるというものです。

一定の設備とは、下記のいずれかの類型に該当する設備をいいます。

- ◆ 生産性向上設備 (A 類型)
生産性が旧モデル比で年平均 1%以上向上する設備
- ◆ 収益力強化設備 (B 類型)
投資収益率が年平均 5%以上の投資計画にかかわる設備

これらの設備の種類や金額面での要件、経営力向上計画および指定事業については、中小企業庁のウェブサイトにて確認してください。

参考：[中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」](#)

3. 即時償却と税額控除の比較

中小企業経営強化税制では即時償却または税額控除の選択適用となっており、重複して適用することはできません。そのため、どちらを選択するのが自社にとって有利かを検討する必要があります。

●即時償却とは

通常の減価償却では毎年の償却額が資産の種類ごとに定められているのに対して、即時償却においては、費用の全額を初年度に損金計上することが認められます。なお、中小企業等投資促進税制についての章で説明した特別償却では資産の取得価額の一定割合までしか償却が認められないため、初年度の法人税に対するインパクトは特別償却よりも即時昇格の方が大きくなります。

このように、即時償却は特別償却とは異なる制度ですが、税額控除との比較という観点では同様の性質を有します。それゆえ、即時償却および税額控除を比較検討するにあたっては、上述した中小企業等投資促進税制に関する解説の「5. 特別償却と特別税額控除の比較」を参考にしてください。

子育て支援税制

本制度は、一定の要件を満たす青色申告法人が、平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に託児施設の取得等をし、かつ、適用事業年度の終了の日においてその託児施設が事業所内託児施設に該当するとして証明された場合には、託児施設やこれと同時に取得等した遊戯具等について割増償却を認めたものです。

ただし、本制度はすでに廃止されて久しいため、具体的な要件等についてここで説明することはしません。

なお、現在では子育て支援税制に代わる制度、いわゆる「くるみん税制」が創設されているため、次章で解説します。

くるみん税制

1. 概要

本制度は、青色申告書を提出する企業が「次世代育成支援対策資産」の導入を目標として一般事業主行動計画に掲げ、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」または「プラチナくるみん認定」を取得することで、税制優遇を受けられる仕組みです。「次世代育成支援対策資産」とは、事業所内保育施設などの子育てに寄与する資産や、テレワーク用の設備といった本制度の対象となる資産をいいます。

税制優遇の内容は、これらの対象資産を取得した際に、割増償却が認められるというものです。割増償却率は、資産の種類や企業規模、「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」のどちらの認定を受けたかによって異なります。

本制度は、前章にて紹介した子育て支援税制の廃止に伴い、これに代わる制度として創設されました。

2. 認定基準

本節では、「くるみん認定」および「プラチナくるみん認定」の認定基準について説明します。これは平成 29 年 4 月 1 日に改正された新基準であり、これ以降の認定申請に適用され

ます。旧基準について知りたい場合は、厚生労働省のウェブサイト等を参照してください。

(1) くるみん認定

認定基準は以下の10項目です。

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。
5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと
 - ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取
得した者の割合が7%以上であること
 - ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取
得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、
かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の
制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じて
いる。
8. 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の
整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

認定基準の5. および6. については、労働者数300人以下の企業に対する特例が設けられ、育児休業取得の実績が乏しい場合にも認定を受けられるよう配慮されています。特例の具体的な内容は、次の通りです。

労働者数 300 人以下の企業において、計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準 5. を満たすとみなされます。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1 歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
- ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画の開始前 3 年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が 7%以上であること。
- ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。

また、労働者数 300 人以下の企業が基準 6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長 3 年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が 75%以上であれば基準を満たしたものと扱われます。

（2）プラチナくるみん認定

くるみん認定よりも認定基準が厳しく、下記の 12 項目が定められています。

- 1～4 くるみん認定基準 1～4 と同一。
5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと
- ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が 13%以上
- ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が 30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること。
- 6～8 くるみん認定基準 6～8 と同一。
9. くるみん認定基準の 9. の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。
10. 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。

- ① 子を出産した女性労働者のうち、子の 1 歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が 90%以上
 - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の 1 歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が 55%以上
- 1 1. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
- 1 2. くるみん認定基準 10 と同一。

認定基準の 5. および 10. については、労働者数 300 人以下の企業に対する特例が設けられ、育児休業取得の実績等が乏しい場合にも認定を受けられるよう配慮されています。特例の具体的な内容は、次の通りです。

従業員 300 人以下の企業の場合、上記 5. に関して計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、くるみん認定の 5. の①、②、④もしくは「計画の開始前 3 年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が 13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たすと認められます。

また、労働者数 300 人以下の企業が上記 10. の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長 3 年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たすとされます。

3. 対象資産

くるみん税制の対象となる「次世代育成支援対策資産」は、平成 27 年厚生労働省告示第 233 号に定められた資産です。例えば、事業所内保育施設や、遊具、授乳コーナーなどが該当します。ただしそれぞれの資産について、告示で定められた要件を満たす必要があります。また、当該税制の対象となるのは、建設又は製作等の後、事業の用に供されたことのない資産に限られます。対象資産および要件の詳細については、厚労省が掲示する[次世代育成支援対策資産の要件（詳細版）](#)を確認してください。

4. 割増償却制度

くるみん認定、プラチナくるみん認定を受けることで適用される割増償却制度とは、特定の減価償却資産を取得したとき、一定の期間内において、次の金額を限度に割り増しして

償却できるというものです。

$$\text{割増償却額} = \text{固定資産の普通償却額} \times \text{割増償却率}$$

この割増償却率は、先に述べた通りどちらの認定を受けたかによって異なります。

●くるみん認定を受けた場合の割増償却率

初めてくるみん認定を受けた事業年度に、企業規模・資産の区分に応じて、以下の割増償却率が適用されます。

	常時使用する労働者が 101人以上	常時使用する労働者が 100人以下
建物・建物付属設備	24%	32%
車両・運搬具および器具・備品	18%	24%

●プラチナくるみん認定を受けた場合の割増償却率

初めてプラチナくるみん認定を受けた事業年度から3年間、資産の種類に応じて以下の割増償却率が適用されます。

建物・建物付属設備	15%
車両・運搬具および器具・備品	12%

雇用促進税制

1. 概要

本制度は、青色申告法人が平成23年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者数が前期末の雇用者数に比して5人以上(中小企業者等は2人以上)かつ10%以上増加していることについて証明がされるなど一定の場合に、税額控除が認められるというものです。なお中小企業者等の定義については、中小企業等投資促進税制における説明を参照してください。

2. 要件

次の要件をすべて満たすことを証明した場合に、本制度を利用することができます。

1. 基準雇用者数が 5 人以上(中小企業者等については 2 人以上)であること。基準雇用者数とは、当期末の雇用者の数から前期末の雇用者の数を引いた数です(高年齢雇用者を除く)。
2. 基準雇用者割合が 10%以上であること。基準雇用者割合とは、基準雇用者数を前期末の雇用者の数で除した数です(高年齢雇用者を除く)。
3. 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。比較給与等支給額は、次の算式にて導かれます。

$$\text{前期の給与等の支給額} + (\text{前期の給与等の支給額} \times \text{基準雇用者割合} \times 30\%)$$

4. 雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業(労働者を雇用する事業)を行っていること。
5. 前期及び当期に事業主都合による離職をした雇用者及び高年齢雇用者がいないこと。

3. 税額控除限度額

税額控除限度額は「特定地域基準雇用者数」に 40 万円を乗じた金額です。ただし、税額控除限度額がその事業年度の法人税額の 10%(中小企業者等については 20%)相当額を超える場合には、その相当額が限度となります。

「特定地域基準雇用者数」とは、基本的には新しく雇用された労働者で、有期労働契約者にも短時間労働者にも該当しない者の数を指しますが、後述する地方拠点強化税制による本制度の拡充措置の適用を受けるか否かによっても変わるため、[本制度に関する国税庁のウェブサイト](#)にて確認してください。

なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度については、税額控除限度額の算定方法が異なるため注意してください。

4. 地方拠点強化税制による拡充措置

本制度については地方拠点強化税制による拡充措置が設けられているため、簡単にご紹介します。この拡充措置は、平成 27 年 8 月 10 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について認定を受けた青色申告法人が、認定の日の翌日から 2 年以内の日を含む事業年度において税額控除を受けられるというものです。

控除額は、上掲の要件をすべて満たす場合は地方事業所基準雇用者数に 50 万円を、要件 2. を満たさない場合には地方事業所基準雇用者数に 20 万円を乗じた金額です。また、対象期間の各事業年度において、地方事業所特別基準雇用者数に 30 万円を乗じた金額の税額控除を受けることもできます(ただし、地方事業所基準雇用者数又は基準雇用者数が減少した事

業年度以後の事業年度を除く)。地方事業所基準雇用者数および地方事業所特別基準雇用者数の定義や本措置適用上の注意事項については、[本措置に関する国税庁のウェブサイト](#)を参照してください。

所得拡大税制

1. 概要

本制度は、青色申告法人において雇用者の給与などの支給額が増加した場合に税額控除が認められるものです。平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度内において、国内の事業に勤務する、役員等を除いた雇用者の給与支払額や平均給与支給額などに基づいた一定の要件を満たす場合に適用されます。従来、本制度は先に述べた雇用促進税制との同時適用ができませんでしたが、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度よりこれらの併用が認められるようになっています。

2. 要件

本制度適用のためには、以下の 3 つの要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上になっていること。雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額を計算する上で損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。この増加額の基準となるのは、平成 24 年度中に開始する事業年度における雇用者給与等支給額です。

また、増加促進割合は下表に示す通りです。従来より緩和され、本制度が利用しやすくなっていることが分かります(太字部分)。

各事業年度の増加促進割合

		平成 28 年度	平成 29 年度
緩和前		5%	5%
緩和後	大企業	4%	5%
	中小企業者等	3%	3%

- (2) 雇用者給与等支給額が、前事業年度における雇用者給与等支給額以上であること。
- (3) 雇用者1人当たりの月平均給与額が、前事業年度のそれを超えること。

3. 税額控除額

雇用者給与等支給増加額の10%が法人税から控除されます。ただし、法人税の10%（中小企業者等の場合は20%）が控除額の上限となります。

ただし、次の点に注意してください。先述の通り、平成28年4月1日以後、本制度と雇用促進税制との同時適用が認められるようになりました。これらの制度を併用する場合には、二重控除を避けるべく調整計算が必要となります。計算方法については、[経済産業省が掲示するリーフレット](#)を参考にしてください。

さいごに

今回は、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除ないし特別償却を受けることができる税制を取り上げ、それらの概要、適用要件および優遇内容を中心に解説してきました。また、税額控除または特別償却の選択適用が認められる場合に、どちらが自社にとって有利になるのかを検討するための一助となるよう、両者の比較も行いました。

これらの制度を一挙に紹介したことで、新しく人を雇用した際や、設備投資をした際、また従業員の子育てを支援する取り組みを実施した際など、多様なケースで税制優遇を受けられることがお分かりいただけたかと思います。こうした制度の適用要件を満たすことは、節税という観点で事業主や株主にとって重要であるだけでなく、国が推進する労働・生活のあり方に合致した投資を行っているという点で、自社で働く従業員やその家族にとっても好ましいことであると考えられます。

これらの税制をよく理解し、有効活用して、今後の事業活動に役立てましょう。

今後企業は厳格な管理が求められる

急速な少子高齢化、人口減少によって働き手の確保はどの企業にとっても大きな課題となっている昨今。国は高齢者や女性、障害者などの雇用・活躍を推進する一方で、過重労働防止対策の強化や正規・非正規社員の待遇格差の解消など、すべての労働者がいきいきと働く社会の現実に向けて様々な対策に力を入れています。

このような国が目指す「全員参加型社会」の実現に向け、新たに様々な法改正が続いていくことも予想されおり、企業にとってますます厳格な管理が求められることになるでしょう。

次世代勤怠管理システム“AKASHI”

しかし、これらの課題は勤怠管理システムを活用することで、効率的かつ確実に労働時間を管理することが可能となります。ソニービズネットワークス株式会社が提供する「次世代勤怠管理システム AKASHI」は、パソコンやスマートフォンなどのデバイス上からワンクリックで打刻でき、勤怠状況がリアルタイムで把握できるサービスです。

AKASHI は洗練された UI デザインで「誰でも使える」を実現しました。



ワンクリックで勤怠が確認

出勤簿の表示項目は自由に設定

ICカードやタブレット打刻対応

タイムカードや申請用紙は不要

コンプライアンス・法改正対応

管理者も従業員もアラートで瞬時に確認

AKASHI ができること

IT の進んだ現代でも、勤怠管理をタイムカードの紙の申告書、手作業で行っている企業も少なくありません。この手法では、働き方が多様化し勤怠管理がより厳格化されている今日では、ミスや不正を生み出す要因となってしまいます。

AKASHI では、パソコンやスマホで簡単に退社、残業の報告ができ、これらのデータを一元管理することができます。また、GPS 打刻機能により、直行・直帰や出張先でも社員の勤怠を正確に把握することもできます。

さらに、これらのデータを給与計算システムと連動させれば簡単に給与計算も行うことができ、上手に活用することによって労務管理にかかるコストを大幅に削減することが可能になります。



<https://ak4.jp/>

※AKASHI は、ソニービズネットワークス株式会社の商標です。

※  は、ソニービズネットワークス株式会社の商標です。